

工 事 仕 様 書

- 1 工事件名 泡消火設備補修工事
- 2 工事場所 航空自衛隊岐阜基地
- 3 工事概要

(1) 泡放射用器具格納箱（内蔵）更新
(水成膜泡消火薬剤からたん白泡消火薬剤に更新)

(2) 泡消火設備機器点検及び総合点検

(3) 産業廃棄物処理処分
- 4 一般事項

(1) 本工事は、本仕様書及び図面によるほか、公共建築工事標準仕様書（令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、建築保全業務共通仕様書（令和5年版）及び関係法令に準拠して施工するものとする。

(2) 本工事の統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。

(3) 工事写真

ア 工事写真は、工事写真帳に整理のうえ、提出するものとする。

イ 撮影要領

(ア) 材料検査は、監督官立会いのうえ、規格数量が明確に確認できるように撮影するものとする。

(イ) 施工前、中、後を施工段階ごとに撮影するものとする。

(ウ) いずれの場合も黒板等に工事内容等を記載し、撮影するものとする。

(エ) 施工後隠ぺいとなる箇所は、監督官立会いのうえ撮影するものとする。

ウ 撮影した写真及びデータは、工事完成後すべて破棄し、流出防止に努めるものとする。

(4) 本工事に使用する資材等は未使用品とし、監督官の指示する場所に搬入したのち、検査（材料検査）を受け、合格した物を使用するものとする。

(5) 施工にあたり、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置をとるとともに、万一、損害を与えた場合は、請負業者の負担にて原状に復するものとする。

(6) その他不明な点は、監督官と協議するものとする。

(7) 設計図書等の管理

ア 請負業者は、設計図書等を当該工事関係者以外に貸出し、複写、閲覧させてはならない。

イ 請負業者は、設計図書等を工事完成後すべて監督官に返納するものとする。

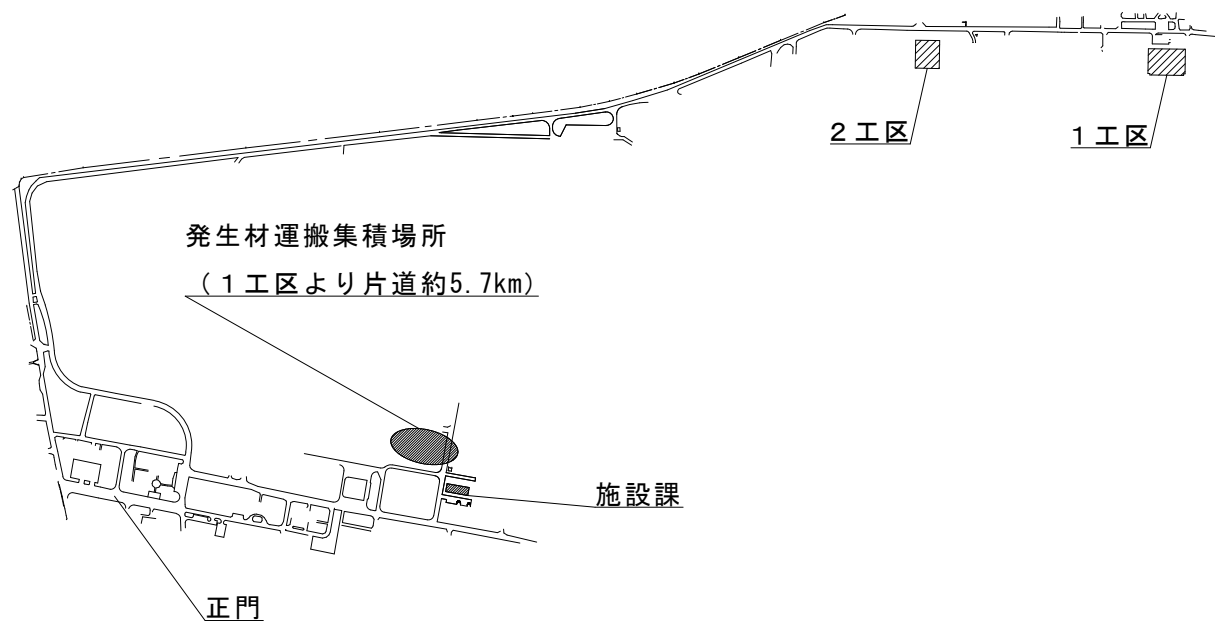
5 特記事項

- (1) 本工事対象の泡消火薬剤は化学物質審査規制法対象外薬剤である。
- (2) 施工にあたり、関係法令に基づく書類作成及び所轄消防署への手続き等は、請負業者の責任において実施するものとする。
- (3) 本仕様書に明記なき事項であっても、技術的に当然必要な事項は請負業者の負担により実施するものとする。
- (4) 本工事に使用する製品等は、図面記載の既設型番又は同等品以上とし、事前に「使用製品一覧表」（任意様式）を監督官へ提出し、確認を受けるものとする。
- (5) 施工に際し、日々、作業計画書（任意様式）を作成し全作業員に周知させたのち、監督官へ提出し、確認を受けるものとする。また、作業計画書に記載なき作業等が発生した場合は、監督官と打合せのうえ実施するものとする。
- (6) 金属加工等で火気をともなう場合は、防災シート等で養生し、火災等の発生防止の措置を講ずるものとする。
- (7) 既設タンク内の泡消火薬剤原液（合計640L）は、官側で準備するポリタンクに抜き取り、官側に引き渡すものとする。
- (8) 泡放射用器具格納箱（内蔵）更新後における各工区の機器点検及び総合点検は、消防法で定められた点検結果報告書（3部）を提出するものとする。
- (9) 点検に必要な資器材等は、請負業者の負担にて準備するものとし、監督官の指示する場所に搬入するものとする。
- (10) 発泡試験は、監督官の指示する場所に放出用の受水槽を設置し、泡ノズルより泡を放出するものとする。
- (11) 発泡試験後に充填する泡消火薬剤は、請負業者負担とし、それぞれ充填するものとする。
- (12) 発泡試験に使用した泡消火配管は、監督官の指示により水洗浄（通水1回）するものとし、当該洗浄液は発泡試験により発生した薬剤含有水溶液とともに産業廃棄物処理処分とするものとする。
- (13) 工事に伴う発生材処理

ア 金属類は、監督官の指示する場所に運搬、集積のうえ、発生材調書を作成し監督官へ提出するものとする。

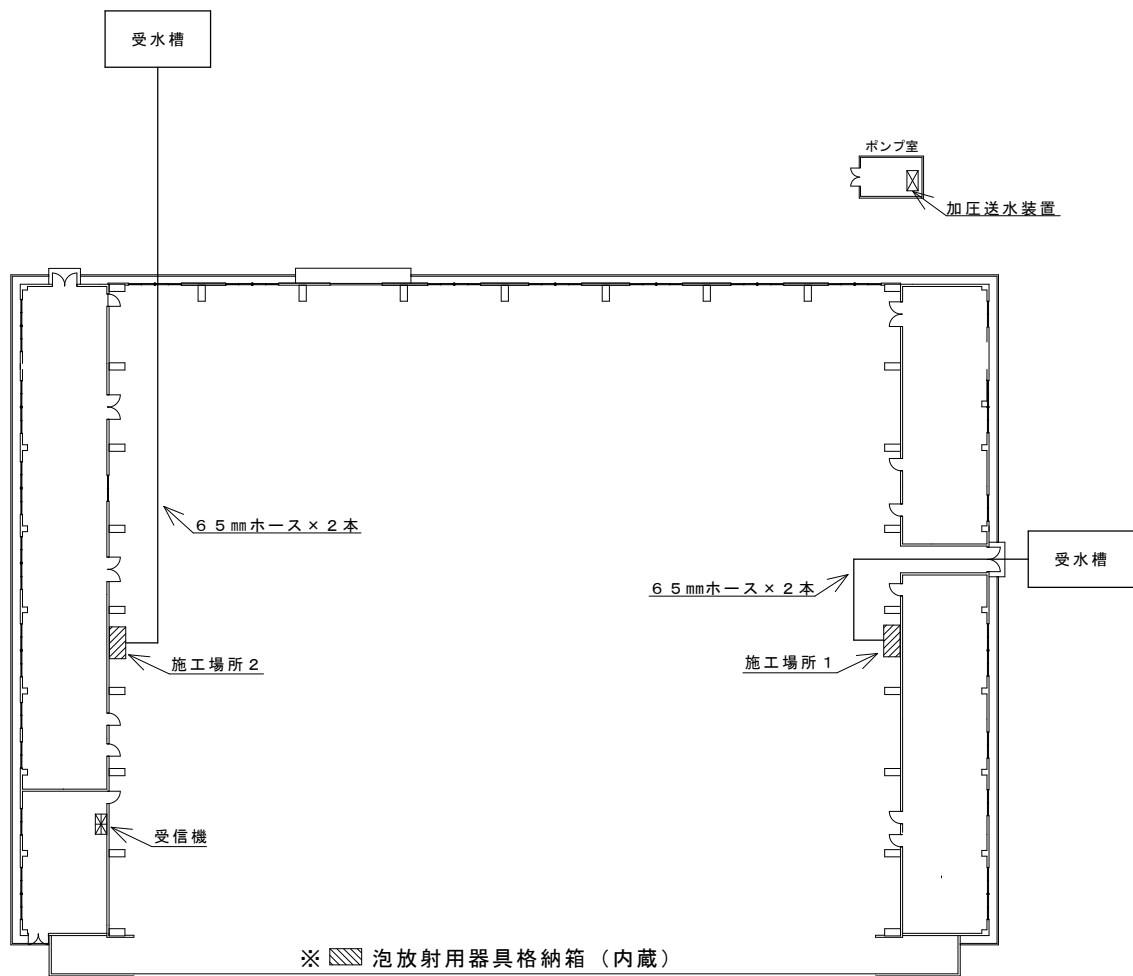
イ 金属類以外の撤去材は、産業廃棄物処理処分とし関係法令に基づき適正に処分するものとする。

施設課長	総括班長	消防班長		設計担当	航空自衛隊第2補給処業務部施設課			件 名	泡消火設備補修工事		図 面 番 号	1 / 6
					整 理 番 号	工 2	図 面 作 成	令和8年4月21日	図 面 内 容	工事仕様書		



案内図

施設課長	総括班長	消防班長		設計担当	航空自衛隊第2補給処業務部施設課				件名	泡消火設備補修工事		図面番号	2 / 6
					整理番号	工 2	図面作成	令和8年4月21日	図面内容	案内図		縮尺	

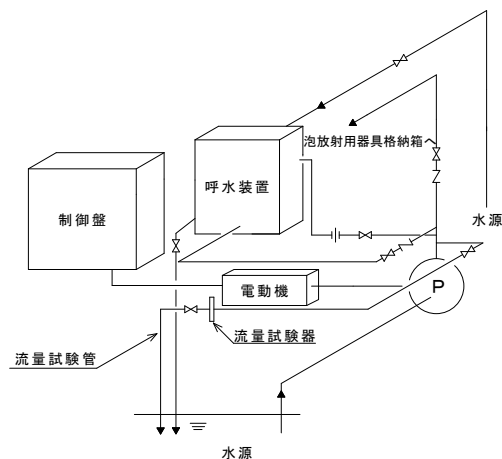


泡消火設備配置図

施工対象泡消火設備 2か所（施工場所 1・施工場所 2）

- ・既設タンク内泡消火薬剤原液抜き取り
既設：アルファフォーム 310X（160L × 2か所）
※ 薬剤は、官側が準備するポリタンク（20L）へ抜き取り
- ・泡放射用器具格納箱（内蔵）更新 × 2か所
既設：格納箱 S P C C（深田工業株式会社製）
- ・たん白泡消火薬剤充填（160L × 2か所）（請負業者負担）
- ・泡消火設備機器点検及び総合点検
- ・発泡試験後の泡消火薬剤充填（請負業者負担）
- ・発泡試験後の泡消火薬剤水溶液及び洗浄水の産業廃棄物処理処分

										1 工区		
施設課長	総括班長	消防班長		設計担当	航空自衛隊第 2 補給処業務部施設課				件 名	泡消火設備補修工事	図 面 番 号	3 / 6
					整 理 番 号	工 2	図 面 作 成	令和 8 年 4 月 2 1 日	図 面 内 容	1 工区 泡消火設備配置図	縮 尺	



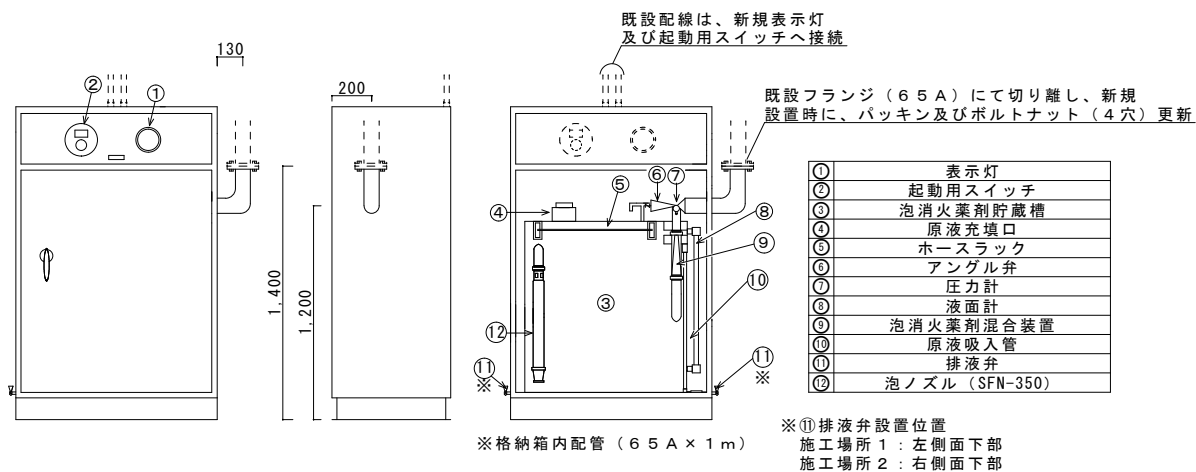
加圧送水装置系統図

凡 例	
記 号	名 称
×	仕切弁
∇	逆止弁
≡	オリフィス
Ⓟ	加圧送水ポンプ

加圧送水装置

形 式 : KTY2-806×4S-M18.5TB

吐 出 量 : 700L/min



泡放射用器具格納箱（内蔵）概要図

①	表示灯
②	起動用スイッチ
③	泡消火薬剤貯蔵槽
④	原液充填口
⑤	ホースラック
⑥	アングル弁
⑦	圧力計
⑧	液面計
⑨	泡消火薬剤混合装置
⑩	原液吸入管
⑪	排液弁
⑫	泡ノズル (SFN-350)

※⑪排液弁設置位置

施工場所 1 : 左側面下部

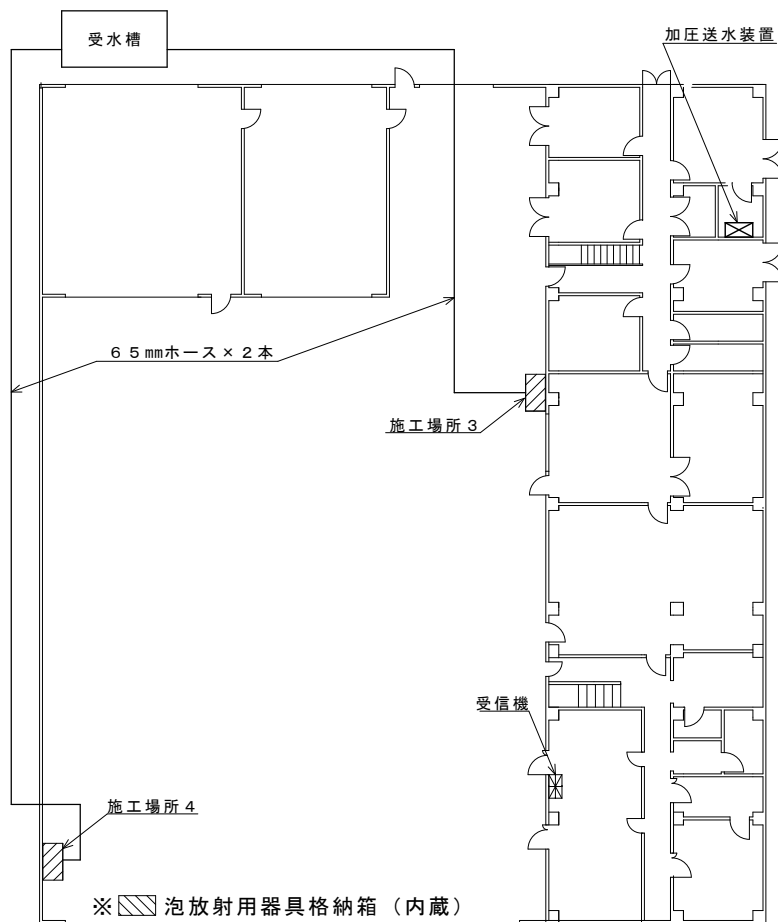
施工場所 2 : 右側面下部

※格納箱内配管 (65A×1m)

既設配線は、新規表示灯
及び起動用スイッチへ接続

既設フランジ (65A) にて切り離し、新規
設置時に、パッキン及びボルトナット (4穴) 更新

					1 工区		
施設課長	総括班長	消防班長		設計担当	件 名	泡消火設備補修工事	図 面 番 号
					図 面 内 容	施工場所 1・2	縮 尺
					整 理 番 号	工 2	図 面 作 成
					令和8年4月21日		
					航空自衛隊第2補給処業務部施設課		
					加圧送水装置系統図 泡放射用器具格納箱（内蔵）概要図		
					4 / 6		



泡消火設備配置図

施工対象泡消火設備 2か所（施工場所 3・施工場所 4）

- ・既設タンク内泡消火薬剤原液採取

既設：メガフォーム F-623T（160L×2か所）

※ 薬剤は、官側が準備するポリタンク（20L）へ採取

- ・既設タンク内ラバーパック採取後、産業廃棄物処理処分

- ・泡放射用器具格納箱（内蔵）更新×2か所

既設：HFB-160U-K（初田製作所製）

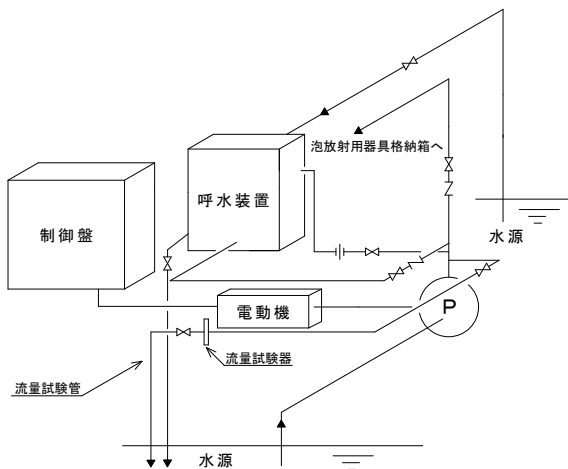
- ・たん白泡消火薬剤充填（160L×2か所）（請負業者負担）

- ・泡消火設備機器点検及び総合点検

- ・発泡試験後の泡消火薬剤充填（請負業者負担）

- ・発泡試験後の泡消火薬剤水溶液及び洗浄水の産業廃棄物処理処分

										2 工 区		
施設課長	総括班長	消防班長		設計担当	航空自衛隊第 2 補給処業務部施設課				件 名	泡消火設備補修工事	図 面 番 号	5 / 6
					整 理 番 号	工 2	図 面 作 成	令和 8 年 4 月 2 1 日	図 面 内 容	2 工 区 泡消火設備配置図	縮 尺	



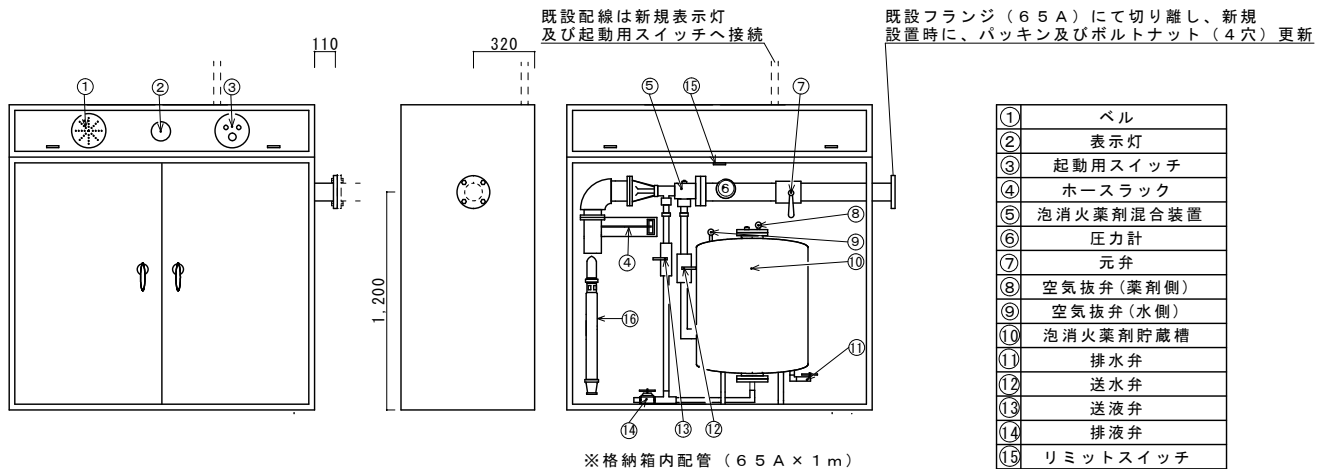
加圧送水装置系統図

凡 例		
記 号	名	称
×	仕	切 弁
∇	逆	止 弁
≡	オリ	フィス
Ⓟ	加圧送水	ポンプ

加圧送水装置

形 式：KNP-KB-SJF80×65H618

吐 出 量：700L/min



※格納箱内配管（65A×1m）

①	ベル
②	表示灯
③	起動用スイッチ
④	ホースラック
⑤	泡消火薬剤混合装置
⑥	圧力計
⑦	元弁
⑧	空気抜弁（薬剤側）
⑨	空気抜弁（水側）
⑩	泡消火薬剤貯蔵槽
⑪	排水弁
⑫	送水弁
⑬	送液弁
⑭	排液弁
⑮	リミットスイッチ
⑯	泡ノズル（HFN-350）

泡放射用器具格納箱（内蔵）概要図

					2工区		
施設課長	総括班長	消防班長		設計担当	件 名	泡消火設備補修工事	図 面 番 号
					図 面 内 容	施工場所 3・4	縮 尺
					航空自衛隊第2補給処業務部施設課	加圧送水装置系統図 泡放射用器具格納箱（内蔵）概要図	6 / 6
整 理 番 号	工 2	図 面 作 成	令和8年4月21日				